

動産総合保険事故報告票

■■ご注意ください■■
保険申請中も通常通り引落がございます。修理不能(全損)と認定され、契約終了手続きを行う場合は、SMFLキャピタルが保険金を受領後、事故日以降の過入金分につきまして、引落口座へご返金させていただきます。

SMFLキャピタル株式会社 行 ダウンロード版 <個人情報の利用目的>

お客様の個人情報は、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険各会社間での確認を含みます)保険金のお支払いを行うために利用させていただきます。

契約先情報	ご報告日	20 年 月 日			TEL	-	-	
	契約者	住所	〒			FAX	-	-
		氏名	印 シャチハタ印はご遠慮ください			担当者名	様	
本申請に関する窓口 ○で囲んでください ・契約者 ・販売店 ・修理業者	※下記に、保険会社/鑑定会社から「立会調査」または「事故状況把握のための連絡」が入る場合の連絡先を記入ください	〒			TEL	-	-	
	住所				FAX	-	-	
	氏名				担当者名	様		
事故発生日時	20 年 月 日			午前・午後 時 分頃				
事故原因 ※事故物件が損壊され、中の金員等が盗難にあった場合は、「破損」になります。	○印	事故原因	添付書類等 ■保険会社の要請に基づき、書類の追加手配や再取得をお願いすることがございますのでご了承ください。 1)修理と称して中身は全損再調達であると保険会社が判断した場合には改めて修理不能証明書の追加手配をお願いすることがございます。 2)「修理不能証明書」に不能理由の記載が無い、または、十分ではないと保険会社が判断した場合は再提出をお願いすることがございます。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	落雷	「落雷事故専用事故報告票」をご使用ください(弊社ホームページよりダウンロードできます)					
	<input type="checkbox"/>	台風・風水害	・事故物件全ての写真(損傷部分がわかるように撮影ください)・修理見積書(修理不能の場合は修理不能証明書) ・天候証明書類(新聞記事・気象庁ホームページ可)※天気予報不可					
	<input type="checkbox"/>	破損	・事故物件全ての写真(損傷部分がわかるように撮影ください) ・修理見積書(修理不能の場合は修理不能証明書)					
	<input type="checkbox"/>	火災	・事故物件全ての写真(火災により物件が焼失した場合、更地でも結構ですので設置先の写真ををお願いします) ・修理見積書(修理不能の場合は修理不能証明書) ・消防署の罹災証明書(コピー可)					
	<input type="checkbox"/>	盗難	・写真(物件がまるごと盗難にあい、写真の撮影が困難な場合には設置先の写真ををお願いします) ・警察署作成の盗難証明書(発行していただけない場合は警察署での受理番号を下記欄にご記入ください) ・届出警察署 署 電話[] ・盗難届受理番号 号 ・届出日 20 年 月 日 ・届出人					
<input type="checkbox"/>	その他	・右欄にご記入下さい []						
事故発生場所(設置先)	↓どちらかに○をしてください		名称	※事故発生場所(設置先)が契約者住所と異なる場合はご記入をお願いします				
	<input type="checkbox"/> 契約者住所と同じ		〒					
	<input type="checkbox"/> それ以外(右欄記入)		住所					
事故物件	1	2	3	4				
物件名								
型式								
台数	台	台	台	台				
事故原因状況詳細	(誰が)、「どのような状態の時」、「どのような原因で」、「事故物件がどうなったか」をなるべく具体的にご記入ください							
物件損害状況	事故物件の損害の状況(どうなっているか)・損害の程度をなるべく具体的にご記入ください							
	↓どちらかに○をしてください							
	<input type="checkbox"/> 修理可能							
	<input type="checkbox"/> 修理不能							

- 「保険金のお振込み」、「保険金受取人様へのお支払通知(お支払内容のご案内)の送付」は、保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)が直接行います。
- 保険申請結果、修理不能(全損)と認定され、契約終了手続きを行う場合は、保険金はSMFLキャピタルが受領し、契約の残債権に充当させていただきます。
- 保険申請結果、修理代として保険金支払が可能となった場合の保険金の振込先を下記「修理認定時の保険金振込先」へご記入ください。
・ご契約者様の口座へ修理代として保険金の振込をさせていただく際は、ご契約者様から修理業者が修理代を受領した証明として「領収書」のご提出をお願いします。
(トラブル防止のため、「修理業者からの請求書」や「ネットでの振り込み履歴」は領収書の代わりとして扱えませんのであらかじめご了承ください)

修理認定時の 保険金振込先	口座情報	銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	預金種目	口座番号(右詰めでご記入ください)		
		()		普通・総合 当座			
	ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号	再発行	通帳記号(右詰めでご記入ください)		
	9900	1		0 の			
口座名義人 ※フリガナも必ず記入ください	フリガナ フリガナも必ず記入ください						
住所	保険金支払日までに、保険金受取人様へお支払通知を送付させていただきますので「住所」も必ずご記入ください 〒						

【記入サンプル】
記入もれの無いようご記入ください

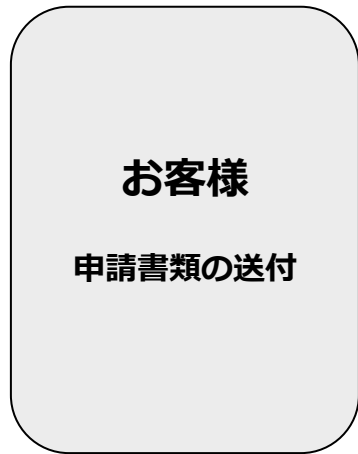
事故報告票		●法人さま● 法人住所／法人名／肩書／代表者名を記入の上、 法人印(ご契約時と同じ印鑑)を押印下さい。 電話番号、FAX番号、担当者名も明記ください。 ●個人事業主さま● 自宅住所／氏名(自署)を記入の上、個人印を押印下さい (シャチハタ印はご遠慮ください)	
事故報告票の作成日をご記入下さい。		は、SMFLキャピタル。 険について損害	
ご報告日		20 16 年 9 月 1 日	
契約先情報	契約者	上記個人情報の利用目的に同意し、以下の通り保険事故を報告します。 〒123-5678 住所 東京都港区赤坂〇—〇—〇 サンプルビル 37F 氏名 株式会社 サンプル商事 代表取締役 サンプル 太郎	TEL 03-1234-0000 FAX 03-1234-△△△△ 担当者名 サンプル 花子 様
	本申請に関する窓口 ○で困ってください ・契約者 ・ 販売店 ・修理業者	※下記に、保険会社/鑑定会社から「立会調査」または「事故状況把握のための連絡」が入る場合の連絡先を記入ください 〒567-8910 住所 東京都新宿区西新宿△—△—△△ タワービル 5F 氏名 株式会社 修理ナンバー1 代表取締役 修理 一郎	TEL 03-5678-0000 FAX 03-5678-△△△△ 見本 通 様
	事故発生日時	20 16 年 8 月 21 日	午前 午後 15 時 30 分頃
事故概要・損傷状況	事故原因	○印 事故原因 添付書類等 ■保険会社の要請に基づき、書類の追加手配や再取得をお願いすることがございますのでご了承ください。 1)修理と称して中身は全損再調達であると保険会社が判断した場合には改めて修理不能証明書の追加手配をお願いすることがございます。	時間は必須ではありません。
	事故発生場所(設置先)	どちらかに○をしてください↓ 名称 株式会社 サンプル商事 新宿営業部 契約者住所と同じ 住所 〒567-8910 東京都新宿区新宿〇—〇—〇〇 新宿ビル 18F それ以外(右欄記入) ○	※事故発生場所(設置先)が契約者住所と異なる場合はご記入をお願いします
	事故物件	1 2 3 4	
	物件名	〇〇製 ノートパソコン 〇〇製 複合機	
	型式	ABC-D1234 KM-300Y	
	台数	1 台 1 台	事故物件欄が足りない場合は、「物件名」「型式」「台数」を記入した別紙を同封ください。 ※記入の無い物件は保険対象外となります
	事故原因状況詳細	(誰が)、「どのような状態の時」、「どのような原因で」、「事故物件がどうなったか」をなるべく具体的に記入例①:従業員がノートPCを持ち歩き、段差に気付かず転んでしまい、ノートPCも地面に落下し画面表示されない。 記入例②:不審者の放火によって事務所が延焼。契約物件レーザープリンターにも火が移り焼失した。	
	物件損害状況	どちらかに○をしてください↓ 事故物件の損害の状況(どうなっているか)・損害の程度をなるべく具体的にご記入ください 修理可能 ○ 修理不能	記入例①:電源を入れたが画面が映らなくなった。修理業者から基盤の交換修理が必要と言われた。 記入例②:外部が黒こげ。内部も消火活動の放水によって損傷しており修理不能。

- 「保険金のお振込み」、「保険金受取人様へのお支払通知(お支払内容のご案内)の送付」は、保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)が直接行います。
- 保険申請結果、修理不能(全損)と認定され、契約終了手続きを行う場合は、保険金はSMFLキャピタルが受領し、契約の残債権に充当させていただきます。
- 保険申請結果、修理代として保険金支払が可能となった場合の保険金の振込先を下記「修理認定時の保険金振込先」へご記入ください。
・ご契約者様の口座へ修理代として保険金の振込をさせていただく際は、ご契約者様から修理業者が修理代を受領した証明として「領収書」のご提出をお願いします。
(トラブル防止のため、「修理業者からの請求書」や「ネットでの振り込み履歴」は領収書の代わりとして扱えませんのであらかじめご了承ください)

修理認定時の保険金振込先	口座情報	〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 ()	×× 支店 出張所	預金種目 普通・総合 当座	口座番号(右詰めでご記入ください)	0 1 2 3 4 5 6
	ゆうちょ銀行	金融機関コード 9900	通帳記号 1	再発行 0	通帳記号(右詰めでご記入ください)	
	口座名義人 ※フリガナも必ず記入ください	フリガナ カシユウリ ナンバーワン	ダイヒヨウトリ シマリヤク	シユウリ	イチロウ	
住所	株式会社 修理ナンバー1 代表取締役 修理 一郎 〒567-8910 東京都新宿区西新宿△—△—△△ タワービル 5F					

動産総合保険 申請の流れ

損害の拡大防止・軽減に努めてください。なお、発生した損害の責任が第三者にあり、第三者から損害賠償を受けられるときは、弊社への保険金請求手続きに優先して、その賠償請求権の行使や存続について必要な手続きをお取りください。



- 別紙「必要書類のご案内」をご参照いただき、申請に必要な書類を下記住所までご郵送ください。
 - ・落雷事故は「落雷事故専用事故報告票」をご提出ください。
 - ・動産総合保険申請書類は弊社ホームページよりダウンロードできます。
 - ・**保険申請中も口座振替は通常通りご請求申し上げます。**



- 弊社より保険会社へ保険申請を致します。
 - ・書類の追加提出をお願いする場合がございます。
 - ・保険会社より調査が入る場合がございます。
 - ・事故物件は保険手続き完了まで必ず保管ください。
- 保険査定結果を弊社より書面にてご連絡致します。
 - ・**保険会社の調査が入り結果連絡までに1~2ヵ月程日数を要する場合がございます。**
 - ・保険認可に関する判断は保険会社が行います。
 - ・**保険適用されないケースや保険対象とならない損害部分に対しては保険金は支払われませんのでご了承ください。**



- 全損(修理不能)の場合
 - ・保険金は解約時の規定損害金に充当し、解約(契約終了)となります。
 - ・**保険金が規定損害金に満たない場合差額をご負担いただくこともございます。**
 - ・**保険適用後、過剰なご入金があった場合には、ご契約者様へご返金致します。**
- 分損(修理可能)の場合
 - ・保険金は修理費用に補填します。
 - ・保険会社より保険金をご指定の口座へお振込致します。
 - ・契約は従来通り継続となります。

〈申請書類の提出先〉

〒107-6114

東京都 港区 赤坂 5-2-20 赤坂パークビル17階
SMFLキャピタル株式会社 動産保険担当 宛

動産総合保険 必要書類のご案内

【保険金請求時にご提出いただく必要書類一覧】

※保険会社の要請に基づき追加手配をお願いする場合がございます。

	天災 ・落雷 ・風水害	破損 ・破損 ・第三者破損 ・転倒	火災 ・焼失 ・煙害 ・散水害	盗難 正常管理 下の盗難	その他	留意点 下記留意点をよくご確認くださいませようお願い致します。
動産総合保険 事故報告票	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「記入サンプル」をご参照の上、できるかぎり詳細にご記入ください。 ・未記入があると、申請ができません。 ・1契約につき、1通必要になります。 ・事故原因が「落雷」の場合には落雷専用の事故報告票をご使用ください。 ・弊社ホームページよりダウンロードできます。⇒www.smflc.co.jp
修理見積書 又は 修理不能証明書	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「修理見積書」は、修理代総額のみでなく、部品、数量、工賃等の記載がない場合は詳細を記入の上、ご郵送ください。 ・「修理不能証明書」は、検証内容(調査作業内容)、修理不能理由を明記ください。修理不能理由が、「修理した場合、物件価格を上回る(経済全損)」という理由の場合には、「修理した場合の見積書」も同封ください。
写真	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に下記3点が確認できる全ての物件・台数分を同封してください。 ①物件の型番がわかる写真②損害箇所が確認できる写真(基盤等の部品が破損している場合には、その写真を同封ください。)③物件の全体写真 ・「火災」や「盗難」で物件不存在の場合は、事故現場の写真を同封ください。
保険事故 報告確認書	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類をご郵送いただく前に、本書面にて不足書類が無いか今一度ご確認をお願い致します。 ・署名押印欄は、申請書類をご提出くださる方であればどなたのもの(ご契約者様、販売店のご担当者様、修理業者のご担当者様)でも結構です。
り災証明書	○		○			<ul style="list-style-type: none"> ・「火災」の場合は消防署へ発行をご依頼ください。 ・「風水災」の場合は市町村役場へ発行をご依頼ください。 ・「落雷」の場合は、「り災証明書」又はフランクリンジャパンの落雷証明書(気象庁ホームページ可)をご提出ください。(「予報」や「注意報」は受付できません。)
盗難届出証明書 被害証明書		※1 ○		※2 ○		<ul style="list-style-type: none"> ・警察署で発行 ・発行されない場合は、届出警察署、警察署の電話番号、盗難届受理番号、届出日、届出人名を必ず「動産総合保険事故報告票」にご記入ください。 ・「第三者破損」の場合も、「動産総合保険事故報告票」の「破損」の欄に○していただいた上で、「盗難」の欄の警察への届出内容欄に詳細をご記入ください。

※1 <第三者による破損>に遭われた場合の申請について(電光看板や測量機など)
不明の第三者による破損被害に遭われた場合、最寄の警察署へ被害届を提出するようにしてください。
「被害証明書(又は受理番号)」は必須書類ではありませんが、保険会社からの要請に基づき、届け出の有無をお問合せさせていただく場合がございます。

※2 <盗難>に遭われた場合の申請について
(例)レジスター
A:レジスターごと現金等を盗まれた場合の事故原因⇒「盗難」
B:レジスターを壊され現金等を盗まれたが、レジスターは盗まれていない場合の事故原因⇒「破損」
C:レジスターを壊されドロー部分と現金等を盗まれた場合の事故原因⇒「盗難」「破損」両方
※上記は、事故物件が「自動販売機」などその他の場合も同様です。

保険事故報告確認書

SMFLキャピタル株式会社 御中

私は、本確認書に記載された内容について、下記の通り確認致しました。

<確認年月日> 平成 年 月 日

<申請窓口> ※申請書類を郵送される方の署名押印をお願い致します。

申請窓口 担当者名

連絡先電話番号

印

<留意点>

本確認書のチェック項目をご確認の上、チェック欄にチェック「☑」し、申請書類とともにSMFLキャピタル株式会社へご郵送ください。

当該報告に基づく保険金のお支払後に、万が一不当な請求が確認された場合は、保険金の返金をいただくことがございます。

申請書類に不備があり、SMFLキャピタル株式会社より追加提出を依頼後、1ヶ月を経過してもご提出いただけない場合には、一旦申請書類をご返却させていただくことがございます。

確認後☑してください ↓

①「事故に遭われた物件の写真」について、客観的に下記3点が確認できる写真を同封している。

- 1) 物件の型番がわかる写真
- 2) 損害箇所が確認できる写真(基盤等の部品が破損している場合には、その写真を同封ください。)
- 3) 物件の全体写真

※「火災」や「盗難」で物件不存在の場合は、事故現場の写真を同封ください。

※上記3点が確認できない写真の場合をお送りいただいた場合には追加のご提出をご依頼させていただくことがございます。

②「動産総合保険事故報告票」はもれなく記入している。

※記入もれがある場合は申請できません

③「動産総合保険事故報告票」の「事故原因状況詳細欄」は、客観的に状況がわかるように詳細を記入している。

※「記入サンプル」を参照の上ご記入ください。

④「動産総合保険事故報告票」の「物件損害状況欄」は、客観的に物件損害状況がわかるように詳細を記入している。

※「メーカーの判断で」等の記載がある場合は、メーカーからの「修理報告書」の写しも同封ください。

⑤「修理可能」の場合には「修理見積書」、「修理不能」の場合には「修理不能証明書」を同封している。

※「修理見積書」は、部品、数量、工賃等の記載がない場合は詳細記入の上、ご郵送ください。

※「修理不能証明書」の修理不能理由が、「修理した場合、物件価格を上回る(経済全損)」という理由の場合には、「修理した場合の見積書」も同封ください。

⑥事故内容によって異なる申請必要書類を同封している。

※「動産総合保険必要書類のご案内」を参照ください。

事故原因	必要書類(コピー可)	備考
火災	罹災証明書	消防署にて証明書作成をご依頼ください。
天災(落雷・風水災)	気象庁証明書/天候証明書類	「予報」や「注意報」は受付不可となります。
第三者による破損	被害届	警察署にて作成をご依頼ください。警察署での受理番号等を「動産総合保険事故報告票」の盗難事故の備考欄にご記入いただくことでも受付できます。
盗難	盗難届出書	警察署にて作成をご依頼ください。警察署での受理番号等を「動産総合保険事故報告票」の盗難事故の備考欄にご記入いただくことでも受付できます。

⑦「事故発生日」から3ヶ月以上経過していない。

※3ヶ月以上経過している場合は、申請が遅れた理由詳細を下記にご記入ください。
